

2020.02.03

PLレポート(製品安全) <2019 No.11>

■「PLレポート(製品安全)」は原則として毎月第1営業日に発行し、製造物責任(Product Liability: PL)や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。

国内トピックス

○厚生労働省が「2018年度家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」を公表 (2019年12月25日 厚生労働省)

厚生労働省医薬・生活衛生局は、12月25日「2018年度家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」(※)を公表しました。本モニター報告には、家庭用品等に係る「皮膚障害」「小児の誤飲事故」「吸入事故等」の件数や個々の事例の紹介、事故分析結果等が書かれています。本モニター報告の結果は以下の通りとなっています。

表 2018年度 家庭用品等による健康被害等のべ報告件数

2018年度 家庭用品等による健康被害等のべ報告件数								
皮膚障害			小児の誤飲事故			吸入事故等		
用品名	報告件数	構成比	用品名	報告件数	構成比	用品名	報告件数	構成比
装飾品	25	43.1%	たばこ	130	20.8%	洗剤(住宅用・家具用)	266	20.6%
ゴム・ビニール袋	5	8.6%	医薬品・医薬部外品	109	17.4%	殺虫剤	248	19.2%
マスク	3	5.2%	食品類	77	12.3%	漂白剤	119	9.2%
時計	2	3.4%	玩具	67	10.7%	防水スプレー	92	7.1%
めがね	2	3.4%	プラスチック製品	44	7.0%	除菌剤	89	6.9%
ハンドバック等	2	3.4%	金属製品	41	6.5%	洗剤(洗濯用・台所用)	67	5.2%
洗剤	2	3.4%	硬貨	19	3.0%	芳香・消臭・脱臭剤	65	5.0%
手袋	2	3.4%	洗剤類	18	2.9%	園芸用殺虫・殺菌剤	42	3.2%
時計バンド	2	3.4%	文具類	16	2.6%	忌避剤	39	3.0%
			電池	11	1.8%	除草剤	21	1.6%

厚生労働省「2018年度家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告の概要」をもとに弊社で作成

本モニター報告において、「皮膚障害」「小児の誤飲事故」「吸入事故等」のそれぞれで上位を占めた製品は近年ほぼ変化がないとしています。

一方で、例えば、洗濯用パック型液体洗剤のような新製品による健康被害事例が毎年発生しており、さらに、製品及び情報の入手経路も海外を含め多様化しているため、予期せぬ健康被害事例が発生しやすくなってきていると指摘しています。

今後も、生活環境の変化やさらなる高齢化、在日外国人の増加など様々な社会的変化が継続していくものと想定され、「皮膚障害」「小児の誤飲事故」「吸入事故等」の事故の内容についてもさらに複雑化・多様化することが予想されます。

これらの変化に対応した製品安全を実現すべく、製造事業者においては、次にあげるような情報を収集・整理した上で、安全設計に活かしていくことや使用者とのリスクコミュニケーションを図っていくことが期待されます。

- 「皮膚障害」に関する情報
 - ・ 新たな物質による皮膚障害情報
 - ・ 今まで発症例がない既存物質での新たな皮膚障害情報
- 「小児の誤飲事故」に関する情報
 - ・ 共働きの増加等に伴う小児の監視環境の変化に関する情報
 - ・ 小児の行動範囲内で使用される新製品に関する情報
- 「吸入事故等」に関する情報
 - ・ 高齢者や外国人の増加に伴う誤使用の多様化による新たな吸入事故に関する情報

※家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告：

家庭用品による事故等を早期に探知し、健康被害の拡大を防止する目的で、家庭用品に係る健康被害病院モニター報告制度による情報を収集及び分析・評価し、年度毎に報告するもの。

本モニター報告は今回で 40 回目となる。

出所 厚生労働省 2018 年度家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000193024_00003.html

海外トピックス

OCPSA が保育用製品に関わる死傷事故報告書を公表

(2019 年 12 月 10 日 米国消費者製品安全委員会)

米国消費者製品安全委員会 (CPSC) は 12 月 10 日、「保育用製品に関わる 5 歳未満の子どもの死傷事故」に関する報告書 (以下、本報告書) を公表しました。

本報告書は、概ね年 1 回、12 月頃に CPSC が公表しているものであり、今回は 2016 年から 2018 年までの結果が示されています。

傷害事故については、2018 年に 59,000 件の事故が発生し、10 万人当たりの発生件数は 306 件となっています。いずれについても、2016 年以降大きな変化はないとしています (図 1)。

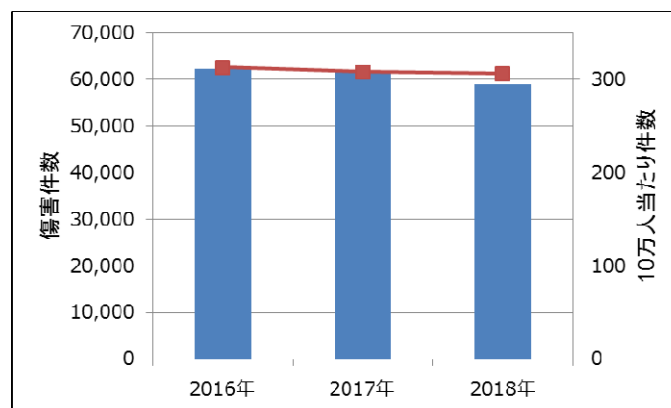


図 1 死傷事故件数 (本報告書をもとに弊社が作成、以下同じ)

製品のカテゴリ別では、ハイチェア、寝具、ベビーカー、キャリアの4カテゴリで7割近くを占めています（図2）。

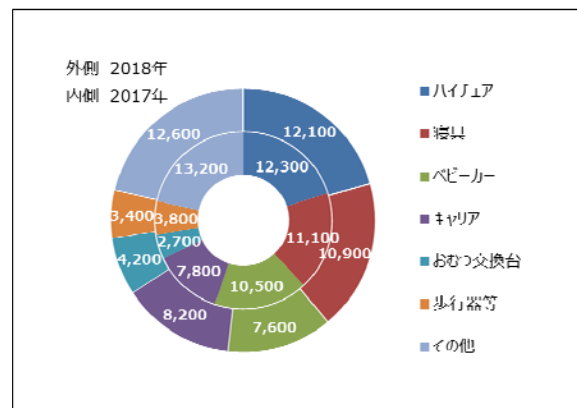
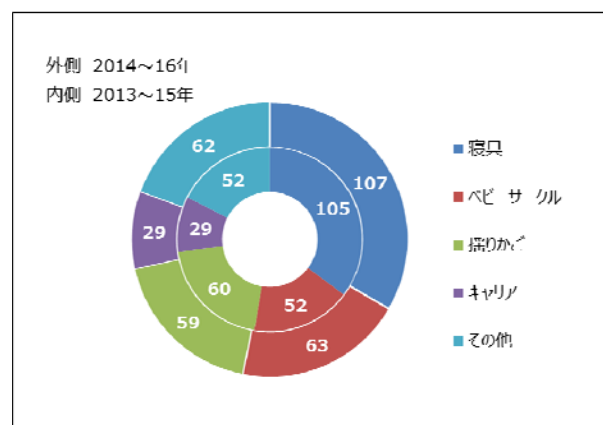


図2 製品別件数

死亡事故については、分析結果が出るまでに時間が掛かることから3年間毎の推移を見ていますが、2014年から2016年の3年間で320件発生しています。また、寝具、ベビーサークル、揺りかご、キャリアの4製品カテゴリで8割以上を占めています（図3）。



本報告書は、米国における保育用品に関わる事故のデータを示しただけであり、事故の具体的な発生状況や要因、事故を防止するために関係者がなすべき事項については触れられていません。また、ライフスタイルの違いのため、日本市場で使用されている製品とは異なる点もあるものと考えられます。しかし、保育用品にかかる事故データを継続的に調査・公開している例は少ないことから、製造業者における設計や流通事業者における仕入れの局面において、同種製品の事故の傾向等を把握するためには有用な情報といえます。

このような情報と個々の事故事例に関する情報等を組み合わせて、自社製品の安全性の検証に反映させていくことで、製品安全の取組のさらなる高度化が図られるものといえます。

出所：CPSC のレポート

https://www.cpsc.gov/s3fs-public/Nursery%20Products%20Annual%20Report%20Dec2019_2.pdf?TkU_cVyVv69sq6Lpx0aSRjoLomqXWxRq

○家具転倒による男児死亡事故について約 50 億円で和解成立

(2020 年 1 月 6 日 米国フェルドマン・シェパード法律事務所)

米国フィラデルフィアの法律事務所であるフェルドマン・シェパードは 1 月 6 日、たんすの転倒によって 2 歳の男児が死亡した事故に関し、家具メーカーと和解が成立したと発表しました。遺族の代理人を務めた同事務所によると、和解金額は 4,600 万ドル（約 50 億円）で、これは子ども一人の死亡に関する和解金としては米国史上最高額とされます。

当該たんすを巡っては、同じモデルのたんすの転倒による子どもの死亡事故が 2017 年 11 月時点で少なくとも 4 件、同時点で負傷事故が少なくとも 53 件起きていたことが判明しています。

家具メーカーは当初、希望するユーザーに対し壁への固定具を配付するという形で対処していました。しかし、2016 年 6 月になって、類似するモデルも含めた 1,730 万台を対象に、回収または固定具の取付工事を行うというリコール実施に踏み切りました。

それにもかかわらず、リコール開始から約 1 年後の 2017 年 5 月に本件事故が発生し、男児の両親は 2018 年 6 月に家具メーカーに対して損害賠償を求める訴訟を提起しました。

本件が約 50 億ドルという記録的な金額での和解となった理由は明らかではありませんが、要因の一つとして、原告の訴状中に懲罰的損害賠償が請求されていることが考えられます。

懲罰的損害賠償とは加害者の行為が被害者の安全に対して「非道、または無謀（"wanton or reckless"）」という、悪質性のある不法行為を罰し、再発を防止する目的で認められるものです。本件の死亡事故はリコール開始後に起きていたこと、遺族代理人の発表によると和解条項において家具メーカーがリコール周知に今後一層努めることが言及されていること等を考慮すれば、被告は、リコール告知が不十分であったことに基づく懲罰的損害賠償が課せられる可能性を考慮して、和解を選択したのではないかと思料されます。

今回のケースに鑑みると、企業は、リコールの内容や告知方法を含むリコール対応態勢全般に関わる合理性や適切性を陪審に対して説明しなければならず、それが不十分であった場合は、損害賠償額に対して影響が及ぶ可能性あることも認識する必要があるといえるでしょう。

出所：米国フェルドマン・シェパード法律事務所によるプレスリリース

<https://feldmanshepherd.com/firm-news/ikea-dresser-tip-over-case-settles-for-46-million-ikea-agrees-to-expand-efforts-to-recall-unstable-dressers/>

以上

文責：リスクマネジメント第三部 製品安全グループ

MS & ADインターリスク総研の製品安全・PL関連サービス

【製品安全/PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全/PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL Masterメニュー

- | |
|--|
| I. マネジメントシステム構築・運営 |
| 1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント態勢の導入支援 |
| II. 製造物責任予防(PLP)対策 |
| 1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断 |
| III. 製造物責任防衛(PLD)対策 |
| 1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定 |
| IV. 教育・研修 |
| 1. 製品安全セミナー(講義型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング |
| V. 調査研究・情報提供 |
| 1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供 |

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS & ADインターリスク総研 リスクマネジメント第三部製品安全グループ (TEL. 03-5296-8974)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/Copyright MS & ADインターリスク総研 2020